平成２１年（フ）第３５０９号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅６棟301号
債務者　近藤　清子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３１号
横浜市泉区和泉町6487番地１　ＦＩＳ和泉寮205号、住民票上の住所横浜市泉区和泉町6487番地１　ＦＩＳ和泉寮107号
債務者　大西喜代治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６９号
神奈川県相模原市相武台３丁目21番11号キャッスルマンション105号室
債務者　深澤　祐幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０４号
神奈川県相模原市淵野辺本町４丁目34番32号
債務者　川本　和幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０５号
神奈川県相模原市淵野辺本町４丁目34番32号
債務者　川本　公子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１３号
神奈川県相模原市矢部２丁目13番９号　タウンハウスＡ202
債務者　本田　正治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１８号
神奈川県相模原市相武台３丁目23番４―401号
債務者　宇田　敏秋
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２０号
神奈川県座間市東原３丁目４番30号　ユーカリハウス101号
債務者　坂井　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２９号
神奈川県相模原市中央１丁目12番４号　パナシティーホープ105
債務者　阿部　忠典
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３２号
神奈川県座間市入谷５丁目1987番地の１ファイブプラスワンＡ号
債務者　小島千代子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８１号
岡山県津山市林田1403番地
債務者　中木　広美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４５５号
広島県福山市伊勢丘１丁目４番２号　N213
債務者　山下　元気
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４５６号
広島県福山市伊勢丘１丁目４番２号　N213
債務者　山下みゆき
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６１号
熊本県天草市牛深町70番地
債務者　佐々木和也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６５４号
青森市里見１丁目16番８号
債務者　齋藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月